

# 火災とまぎらわしい煙等を発する行為の留意事項



1 消防署への届出は、火災とまぎらわしい行為を消防機関が把握するための届出です。  
※届出を受理しても、焼却等の行為を許可等するものではありません。

2 実施する際は、居住地域の関係市町担当課の指導を受けてください。

野外焼却(以下、野焼き)は、煙や悪臭による近所迷惑、ダイオキシン類や有害物質発生の原因になり、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」で、原則禁止されています。

法に違反して焼却を行うと、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、またはその併科に処せられます。(法人に対しては、3億円以下の罰金が科せられます。)

宗教上の行事や農業に伴うものなど、例外的に認められているものもありますが、周辺住民の健康や生活環境に支障を与える場合もあります。

ごみの処分や野焼きについて、ご不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。

	古賀市	新宮町
担当課	古賀市役所環境課	新宮町役場環境課
電話	092-942-1127	092-963-1732

※ 火災予防上必要と認められるときは、たき火(野焼き)等の禁止や制限、さらに消火する場合もありますので、あらかじめ了承ください。

	担当課	電話	FAX
書類提出先及び お問い合わせ先	粕屋北部消防署	092-944-0132 (警防課直通)	092-944-0462

※ 火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書は、粕屋北部消防本部ホームページからダウンロードできます。



周辺住民から、苦情や相談があった場合には、  
焼却行為の中止をお願いすることがあります。  
また、事前に近所へのことわりを入れておく等  
の配慮をお願いします。

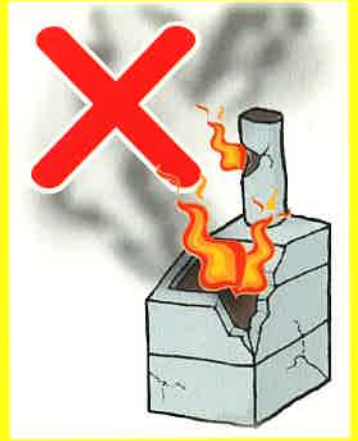
# 野焼禁止

野焼（野外焼却）をすると法律により罰せられます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、野焼き（野外焼却）を行うことは禁止されています。

法に定められた焼却設備を用いずに廃棄物を焼くことはできません。

野焼き（野外焼却）を行った者は5年以下の懲役、1000万円以下の罰金が科せられます。



野焼き（野外焼却）は煙、悪臭による近所迷惑、ダイオキシン類や有害物質の発生の原因になります。

庭木の剪定枝葉、紙くずなどの可燃ごみは市指定のごみ袋にいれ、ごみ収集車の回収に出してください。

宗教上の行事や農業に伴うものなどは例外的に認められていますが、ご近所には、病弱な方や煙に弱い方が居られたり、洗濯物が干されている場合もありますので、十分に配慮をしてください。